

令和7年第12回たつの市教育委員会定例会議事日程

と き 令和7年12月24日(水)
午後2時

ところ 市役所新館3階 301、302会議室

1 開会宣言

2 会議録署名委員の指名

3 教育長諸報告

- (1) たつの市議会12月定例会一般質問について
- (2) 令和7年度冬季休業にあたっての生徒指導について
- (3) 新宮地域小中一貫校について
- (4) 不登校・いじめについて

4 議事

- 報告第16号 たつの市教育委員会事務局職員の復職について
報告第17号 たつの市教育委員会事務局職員の分限等処分について
報告第18号 工事請負契約に係る意見の申出について
報告第19号 令和7年度たつの市一般会計補正予算(第6号)の意見の申出について

5 自由討議

- 6 次回教育委員会開催予定日 令和8年1月28日(水) 午後1時30分～
" 開催場所 (新館3階 301、302会議室)
次々回教育委員会開催予定日 令和8年2月 日() 午後 時 分～
" 開催場所 ()

7 閉会宣言

令和7年第12回たつの市教育委員会定例会会議録

と き 令和7年12月24日（水）

午後2時

ところ 市役所新館3階301、302会議室

教育長

ただ今から、令和7年第12回たつの市教育委員会定例会を開会します。

それでは、会議録署名委員の指名を行います。

< 会議録署名委員の指名 >

次に、会議の公開又は非公開の決定を行いたいと思います。

教育長諸報告のうち、(4) 不登校・いじめについては、たつの市教育委員会会議規則第9条第1項第7号の規定により、また、議事の報告第16号「たつの市事務局職員の復職について」及び報告第17号「たつの市教育委員会事務局職員の分限等処分について」は、同規則第9条第1項第1号の規定により、非公開にすることが適切であると思われます。賛成の方は挙手願います。

< 挙 手 >

賛成が出席委員の3分の2以上の多数と認め、非公開と決定します。

先に公開案件を審議した後、非公開案件の審議を行います。

それでは、教育長諸報告に入ります。(1) たつの市議会12月定例会一般質問について、報告いたします。

まず、和田美奈議員から、子育て世帯、若者、高齢者にとって住みやすいまちづくりについて、不登校児童生徒への取組として、給食センターを活用して給食を無料で提供し、居場所づくりに取り組む考えはないかというご質問でした。まず、子どもたちの居場所としては、中学校全校、小学校6校並びに校外2箇所のサポートルームのほか、室津の浜辺での星空キャンプや県立山の学校での木工体験など、様々な活動体験に取り組んでいることをお伝えしました。一方で、給食センターは児童生徒の喫食数を期日ごとに事前に把握して給食を提供していることもあり、居場所としては人数の事前把握が難しいこと、読書、図工、ゲームや学習など、自由に活動できる部屋の確保が難しいことから、実施に当たっての課題は大きいことをお伝えし、教育委員会としては、サポートルームのほか、学校外での体験活動を充実させ、不登校児童生徒の居場所づくりの確保に努めることをお答えしました。

次に、楠明廣議員から、グローバル化に対応した英語教育ということで、修学旅行で英語圏の国へ行った後にオンライン英会話等の授業を受ければ、子どもたちの英語力の向上につながる効果の高い取組に

なると思うがどうかというご質問でした。アジアの英語圏の一つであるシンガポールへ3泊4日で旅行すると、1人当たり20万円以上の費用が必要となり、これが修学旅行となると、もう少し費用が高くなることとなります。現在は、中学校平均で75,000円前後の費用負担となっており、これに比べると費用面で課題となります。また、修学旅行の途中で生徒が体調を崩した場合、保護者に迎えに来ていただいておりますが、海外の修学旅行では同様の対応が困難であるという課題もあります。これらのことを踏まえ、教育委員会としては、今後も英語力の向上につながるようALTの活用や英検の検定料補助に取り組むこととし、海外への修学旅行については、調査研究していくこととお答えしました。

次に、三木浩一議員から、民法の改正に当たって、来年4月から共同親権が導入されるが、学校現場での保護者対応についてどのように考えているかというご質問でした。これについては、法務省がQ&A形式での解説資料を作成していますが、学校現場における就学事務や就学援助などの手続き面では特段の変更はありません。また、行事への参加についてですが、共同親権の父親、母親それぞれが行事に参加したいとの申出があれば、基本的には認めることとなります。しかしながら、共同親権の父親と母親で意見に食い違いがある場合には、親権者同士で協議いただくこととなります。ただ、そのような協議が上手くいかず、運動会や卒業式など、学校行事の運営に支障を来す可能性が高いといった理由がある場合には、学校管理の観点から行事参加を制限するといった対応も考えられると示されています。個別・具体的な事案の対応については、法務省の担当官や弁護士に相談することになっていることとお答えしました。追加質問で、教職員への研修はどうするかというご質問がありました。これについては、共同親権なのか、離婚したかどうかにも保護者側から申出がない限り学校側としては分かりませんが、もしそのような申出があれば、管理職である校長や園長にはきちんと周知する旨をお答えしました。

次に、柏原要議員から、病児・病後児保育についてのご質問でした。
①本市の病児・病後児保育の需要はどの程度あるか、近隣市町と比較して多いのか、少ないのかについてですが、今年3月に策定した「たつの市こども・若者計画」の就学前保護者アンケートでは、病児保育を利用したいという回答が10.6%、病後児保育を利用したいという回答が3.2%となっており、多くはありませんが、若干の希望はあるという状況であり、利用状況は近隣市町と比較して多い方となっています。
②病児保育又は病後児保育に類似する無認可の施設は市内にあるのか、また近隣市町はどうかについてですが、市内にはありません。近隣市町では、姫路市では病児保育を実施している無認可施設が4施設、病後児保育を実施している無認可施設が3施設あり、太子町には病後児保育を実施している無認可施設が1施設となっています。
③本市において、病後児保育を実施している施設が1箇所という体制は十分なのか、また、定員オーバーや待機の状態が発生していないかについてですが、本市においては、平成26年から病後児保育を導入していますが、定員を超える申込みは年間数件で、その際には播磨科学公園都市圏域定住自立圏内にある施設を紹介しており、現在の

体制で不足はないと考えています。④病児・病後児保育施設には、「利用児童10人につき看護師等1名以上」「利用児童3人につき保育士1名以上」などの配置基準があるが、充足されているか、また、必要な空間が確保されているかについてですが、本市の施設では、看護師や保育士のほか、必要なスペースなどの基準を満たしています。⑤人口がたつの市の半分ほどである千葉県鴨川市と比較して、本市の病後児保育の年間利用者数は低い状況であるが、どのように分析しているかについてですが、鴨川市では、病児保育を実施していることや利用定員を1日当たり4名にしていることなどによるものと分析しています。⑥市外に住んでいるが、市内で勤務する方の子どもを利用対象に加える考えはないかということについてですが、利用範囲を広げることは、市内在園児の利用を制限することにつながることから、今後の利用状況を注視しながら慎重に検討していくこととします。⑦生後57日から6か月の乳児を受け入れる考えはあるかについてですが、生後6か月に満たない乳児を受け入れることは、免疫力の低さによる重症化のリスクや体調急変時の対応などの安全管理上の問題があることから、現状どおり6か月以上とすることとします。⑧本市の病後児保育施設において、感染症対策としての個室整備や空気感染対策はどの程度整っているかについてですが、換気扇をはじめ、空気清浄機、加湿器などを設置しています。⑨感染症専門医による入所判定や助言体制を取り入れる考えはないかということについてですが、本市の病後児保育では、小児科専門医による入所判定や助言がなされており、特段の支障もないことから、現在の体制を変えるという考えはありません。⑩今後、病児保育又は病後児保育の新規施設を設置する予定はあるか、可能性を検討しているかということについては、今後の需要の状況を注視しながら、新規施設の設置の必要性について検討するという事をお答えしました。

次に、赤木和雄議員から、2028年デジタル教科書への移行についてご質問がありました。①デジタル教科書の授業への取組について、教育委員会としてどのように対策を考えているかについてですが、本市では学習用デジタル教科書を令和3年度から導入しており、今年度は英語を全小中学校に、数学を中学校2校に、算数を小学校13校に無償配布して活用しているところです。現在、国においてデジタル教科書の効果検証事業がなされており、今後は「紙のみ」「紙とデジタルとのハイブリッド」「完全デジタル」の3種類から選ぶ仕組みにするとの見通しが示されているところですが、本市としては、授業時間全てをデジタル教科書で行うのではなく、効果的な場面で活用するよう指導しています。②健康・発達への影響の観点から、長時間の画面注視による目の疲れ、視力低下やドライアイなどの影響が懸念されているが、どのように考えているかについては、タブレット端末を利用するに当たってのガイドラインを定めており、「30分に1回は20秒以上画面から目を離し、遠くを見る」など、目を休めることを明記しており、心身への影響が生じないように、日常観察や学校健診等により児童生徒の状況を確認するよう努めていることや、教室照明のLED化を進めているところです。③ログインやアプリの起動、フリーズなどにより、授業が停滞しているのではないかということにつ

いてですが、令和2年度の導入当初はそういった場面があったものの、回線容量を大きくするなど改善に取り組んできたこともあり、大部分でスムーズに動くようになってきています。しかしながら一部の教室でつながりにくいといった報告が3校からあり、今年度中に通信環境を改善することとしています。④タブレット端末の購入費・更新費・通信費・デジタル教科書のライセンス費用など、保護者負担が増えるのではないかということについては、家庭での利用に係る通信費以外は公費としているところです。⑤街中の書店の消滅について、どのように考えるかについては、教科書のデジタル化が本格的になると、街中の書店が閉店する要因の一つになり得ると言われているようです。そのような意見を踏まえて、教育委員会としてどのように考えるかということでしたが、教科書供給の観点からすると、1冊当たりの単価は安価であることから、デジタルに切り替わったとしても書店の経営に及ぼす影響は限定的であろうと思われまます。一方で、書店の消滅は児童生徒が身近に本を手にする機会の減少につながると考えられることから、教育委員会としては本に親しむ機会の確保のため、学校図書や市立図書館の蔵書の充実を努めることをお答えしました。

大変長くなりましたが、報告は以上になります。何かご質問、ご意見等はございませんか。

委員 病後児保育施設の部分についてお尋ねします。市内施設がいっぱいの際には、播磨科学公園都市圏域定住自立圏内の施設を紹介することでしたが、どの市町にどのような施設があるのでしょうか。

事務局 上郡町には病後児保育施設があり、民間のこども園が実施しています。佐用町と宍粟市についてですが、佐用共立病院の横、宍粟公立病院の横にある病児保育ルームをそれぞれの医療法人が実施しています。こども園や保育所ではないことから、兵庫県へ届出して実施されています。

教育長 佐用町と宍粟市は病児保育のみですか。

事務局 病児保育・病後児保育ともに実施しています。

委員 たつの市以外の市町にもそれぞれ1箇所ずつあり、たつの市での定員を超えた場合には、それらの施設を紹介するということですね、わかりました。

委員 デジタル教科書に関連しての話になります。電子ブックがとても流行っていますが、紙の本とは決定的に違う部分があるということをテレビで放映していました。私の子どもも理系の雑誌をたくさん積み上げていますが、紙の本だと、この本の真ん中あたりにあの記事があったと記憶することができますが、デジタルではそれはできません。学校の教科書においても同様に、教科書のどのあたりにどのようなことが書いてあると記憶をたどって確認できるということは、大切な要素ではないかと思えます。

教育長	<p>デジタル教科書にする利点としては、例えば英語であれば、ネイティブの方の発音を学ぶことができますし、音楽であれば伴奏してくれたりもします。とても便利である反面、学校現場のこともありますので、今のところ国も全てをデジタル教科書にしていくということはないと思います。便利な面と不便な面の両面がありますので、今後は実際に教える教師の声や学ぶ側の子どもの声も取り入れながら選択していくことになろうかと思います。</p>
委員	<p>ありがとうございます。引き続きお伺いします。和田議員の質問に少し関係しますが、不登校児童生徒の給食の提供についてはどのようなになっているのでしょうか。</p>
事務局	<p>全く学校に来る見込みがない児童生徒の分については、学校から連絡があれば停止していますが、登校する可能性があれば配食しています。</p>
委員	<p>学校の判断ということでしょうか。</p>
教育長	<p>学校だけの判断ではなく、児童生徒の様子を見つつ、保護者とも相談しながらになります。学校と保護者が相談しながら、当分の間中止しましょうとか、そろそろ再開しましょうというようにしています。基本的にはサポートルームであったとしても、学校に行けば給食はきちんと用意されている状況です。</p>
委員	<p>私事になりますが、中学1年生の次男のことになります。8時半に登校しても、9時半には自分で歩いて帰ってくるような状況です。給食を食べる機会がないので、給食の停止について相談したところ、それがきっかけで本人が給食に興味を持ち、食べてみたいと言うようになりました。今までは1日学校へ行ったら次の日は休むような生活習慣でしたが、最近は休む日でも12時に学校へ行き、サポートルームで給食を食べて帰ってくるようになり、学校に行く日が増えました。</p>
教育長	<p>給食を食べることがきっかけであったとしても、家を出て学校に行くということは意味があります。また、サポートルームで食べる子もいれば、教室で食べる子もいます。その子の状況や希望で給食を食べる環境は様々ですが、学校に行くということは本当に良いことです。給食を食べるということを通じて社会性を培うことにつながれば素晴らしいことですし、給食を作るセンターとしても嬉しいことだと思います。</p> <p>ほかに、何かご質問、ご意見等はございませんか。</p> <p>ご発言がないようですので、次に、(2) 令和7年度冬季休業にあたっての生徒指導について、事務局報告願います。</p>
事務局	<p>それでは報告します。明日12月25日から1月6日まで、13日間の冬季休業に入ります。児童生徒が安全に、有意義な生活を送るこ</p>

とができるよう4点について学校に周知しました。一点目は児童生徒理解に基づく生徒指導です。特に不登校・不登校傾向の児童生徒については、新学期をスムーズにスタートできるように家庭と連携を密にして支援していきます。二点目は問題行動の未然防止と安全確保についての取組の実施です。関係団体と連携した問題行動を未然に防ぐ努力、ヘルメットの着用など交通ルールの順守指導、不審者への対応及び関係機関への連絡などについて指導しました。三点目がインターネット利用に係る犯罪被害等の防止の徹底です。SNSに起因する児童生徒の犯罪被害が増加傾向にあることから、家庭でのルール作りのほか、情報モラルの重要性を積極的に啓発しました。四点目として、家族との過ごし方への指導です。年末年始を迎えますので、新年の目標や計画を立てるとともに、手伝いや役割分担により、家族の一員として自覚を持たせることなどを周知しました。以上です。

- 教育長 以上のことにつきまして、何かご質問、ご意見等はございませんか。
- 委員 以前お伝えしたことがあったかもしれませんが、自転車に乗る際のヘルメットの着用についてです。中学生はきちんと着用しているように思いますが、高校生の着用率はすごく低い印象があります。管轄外ですし、指導も難しいとは思いますが、せっかく中学生の間はきちんと着用しているのに、高校生になると着用しなくなるような風潮があるように思います。
- 教育長 中学生にはヘルメットを無償貸与していますが、耐用年数は概ね3年となっており、高校生になると自分で購入する必要があります。ヘルメットを着用していたので助かったという事例も聞きますので、機会があれば、龍野北高校や龍野高校の校長にお伝えしておきます。
- 委員 よろしくお願ひします。
- 教育長 次に、(3)新宮地域小中一貫校について、事務局報告願ひます。
- 事務局 新宮地域小中一貫校の建設工事についてですが、12月8日に開札したところ、1者から入札があり、落札となりました。その後仮契約を締結し、本日市議会に議案提案し、承認されましたので本契約となります。
- 教育長 この件は議事の報告案件にもなっていますので、併せて報告いただきます。
それでは、議事に入ります。報告第18号「工事請負契約に係る意見の申出について」、事務局説明願ひます。
- 事務局 工事請負契約に係る意見の申出について、緊急を要したため、たつの市教育委員会の権限の一部を教育長に委任する規則第4条第2項の規定により、事務を臨時に代理したので、これを報告し、承認を求めるものです。内容としては、工事請負契約について、地方教育行政

の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、次のとおり意見の申出をするもので、格別の意見はないものとしています。契約の目的は新宮地域小中一貫校建設工事です。一般競争入札を行い、契約金額は127億6千万円です。契約の相手方は戸田・進藤特別共同企業体で、代表者は戸田建設株式会社神戸総合営業所となっています。新宮地域小中一貫校建設工事に係る経緯ですが、平成30年に策定した「たつの市立小中学校適正規模適正配置基本方針」に基づき協議を進め、新宮地域においては、全ての小学校と老朽化の著しい中学校を併せた施設一体型の小中学校を整備することになり、令和10年4月の開校を目指し、建設工事に着手するものです。工期については、令和10年3月3日までとしています。工事概要ですが、校舎棟新築工事として共用部分、小学校部分、中学校部分となっています。体育館棟改修工事については、現新宮スポーツセンターの改修となります。解体撤去工事としては、閉鎖している新宮小学校、旧新宮学校給食センター、屋内運動場、プール棟などとなります。施設規模等については参考資料をご覧ください。以上です。

教育長

どのような建物になるかということについては、以前にも説明させていただきました。今回、127億6千万円という契約金額で議会承認が得られましたので、いよいよ年明けから工事着工となります。以上のことについて、何かご意見、ご質問等はございませんか。

委員

新宮スポーツセンターの話が出ましたので、少しお尋ねします。私事になりますが、平日の午前中に青少年館でバドミントンをしています。そこに卓球の団体の方から、今後新宮スポーツセンターが使えなくなることから、この青少年館の半面を継続して使わせてほしいという急な話がありました。各体育館に新宮スポーツセンターの工事の状況を聞いても説明内容に違いがありましたし、新宮スポーツセンターが使えなくなることについて、使用団体には必要な説明や調整をいただいていると思いますが、どのようになっているのでしょうか。

事務局

新宮スポーツセンターの使用については、令和6年から個別に会議の場を持ち、代替となる新宮中学校及び新宮公民館に移っていただくよう調整しています。その団体の方には個別で連絡させていただきます。

委員

新宮スポーツセンターの使用団体に必要な連絡は行き届いているのでしょうか。

事務局

使用可能期間が12月23日まで延長になったことは周知していますが、工事が終了し、いつから再開できるかということについては工事の状況にもよりますので、どこかの時点ではお知らせさせていただきます。

委員

団体への個別連絡のほか、広報やホームページ等でもお知らせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

教育長

そのあたりについては、担当課でしっかりとアナウンスしてもらいようにします。また、工事の進捗状況についても随時お知らせするようにします。

ほかに、ご意見、ご質問等はございませんか。

ご発言がないようですので、採決に入ります。報告第18号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

< 異議なしの声 >

ご異議なしと認めます。よって報告第18号は、原案のとおり承認いたしました。

次に、報告第19号「令和7年度たつの市一般会計補正予算（第6号）の意見の申出について」、事務局説明願います。

事務局

令和7年度たつの市一般会計補正予算（第6号）の意見の申出について、緊急を要したため、たつの市教育委員会の権限の一部を教育長に委任する規則第4条第2項の規定により、事務を臨時に代理したので、これを報告し、承認を求めるものです。内容としては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により意見の申出をするもので、格別の意見はないものとしています。教育総務課分としては、教育委員会一般事務経費について、令和7年人事院勧告による給料表の改定等について、市の取扱に準じ、揖龍教育委員会連絡協議会の職員にも適用することにより負担金を増額するものです。また、会計年度任用職員人件費についても人事院勧告による給料表の改定等により増額するものです。以上です。

教育長

教育総務課に限らず、今回の補正は全ての部署において、人事院勧告による給料表の改定等により、会計年度任用職員の人件費を増額するものになります。また、社会教育課においては、教育総務課と同様の理由で、青少年健全育成事業において揖龍青少年育成センターの職員分の負担金を、コミュニティセンター管理事業においてコミュニティセンターの職員分の委託料を増額するものになります。

以上のことについて、何かご意見、ご質問等はございませんか。

ご発言がないようですので、採決に入ります。報告第19号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

< 異議なしの声 >

ご異議なしと認めます。よって報告第19号は、原案のとおり承認いたしました。

以上で公開案件の審議は終わり、ここからは非公開案件の審議に移ります。

< 非公開案件の審議 >

続きまして、自由討議に入ります。何か討議事項をお持ちの方はいらっしゃいませんか。

委員

ここで話す内容ではないかもしれませんが、関係部署にお伝えいただければと思います。JR竜野駅が改修されて、エレベーターが設置されています。北側の話になりますが、エレベーターの案内表示がなく、せっかく設置されているのに非常にわかりにくい状態です。改善をお願いできたらと思います。

教育長

わかりました。部長から担当部長に伝えておいてください。ほかに、討議事項はありませんか。ご発言がないようですので、これで自由討議を終わります。

それでは、次回以降の教育委員会定例会の開催予定日について、事務局説明願います。

< 次回、次々回の開催日程の調整 >

なお、2月の定例会後、午後3時30分から総合教育会議を開催させていただきますので宜しく願いいたします。

教育長

以上で令和7年第12回教育委員会定例会の日程は、全て終了しました。これをもちまして閉会します。

午後3時27分終了

出席者

教育長	横山 一郎
委員	喜多 敦子
委員	瀬戸 陽三
委員	大西 由香里
教育次長（兼）教育管理部長	石井 和也
教育次長（兼）教育事業部長	森本 康路
教育管理部長参事（兼）教育環境整備課長	藪元 崇亘
教育管理部長参事（兼）小中一貫教育推進課長	田淵 明久
教育管理部長参事（兼）すこやか給食課長	平岡 千加子
教育事業部長参事（兼）社会教育課長	小谷 英樹
教育事業部長参事（兼）歴史文化財課長	新宮 義哲
教育総務課長	岩田 昌喜
学校教育課長	丸山 岳志
幼児教育課長	上田 収
人権教育推進課長	津島 威彦
スポーツ推進課長	後藤 広樹
社会教育課主幹	中野 真吾